

令和8年度生駒市内騒音振動調査及び自動車騒音常時監視業務仕様書

1 目的

本業務は、生駒市内の環境騒音、自動車騒音、道路交通振動の発生状況を調査し、環境基準達成状況の把握及び道路沿道の施策資料とすることを目的とする。

2 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

- (1) 生駒市内騒音振動調査 ……別紙1参照
- (2) 自動車騒音常時監視 ……別紙2参照

3 業務期間

業務の期間は、契約締結日から令和9年3月19日(金)まで。

4 提出書類等

本業務を的確に履行するために次の書類を提出し、本市の指示、了解を得ること。

- (1) 業務実施計画書、工程表、現場責任者届、業務従事者届
(契約締結後、現地踏査を行い、業務実施計画書[別紙1 生駒市内騒音振動調査、別紙2 自動車騒音常時監視]を1週間以内に提出、本市の承諾を得て、調査を開始するものとする。)
- (2) 業務着手届
- (3) 業務報告書、業務完了届(業務終了後、すみやかに提出すること。)
- (4) その他本市が必要とする書類

5 成果品の提出期限

提出する成果品(P4 及び P17参照)の提出期限は令和9年3月19日(金)までとする。

なお、成果品の内、報告書(1)生駒市内騒音振動調査(2)自動車騒音常時監視については、本市と十分協議の上、報告するものとする。

6 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、本市に帰属するものとし、本市の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

7 再委託の禁止

本業務の主要な部分を第三者に委託してはならない。

8 土地への立ち入り

- (1) 受注者は、業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、本市担当者と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用するときは、所有者の承諾を得るものとし、あらかじめ本市担当者に相談すること。

9 機器の確認等

計測に使用する全ての騒音計・振動計の検定済証の写し及び調査地点においてどの機器を使用したか判別できるよう器物番号等を記載した使用機器一覧表を作成し、報告書の末尾に添付すること。

また、全調査地点の詳細図及び測定中の機器設置状況等を写真に撮り、上記と同様に報告書に添付すること。

10 その他

- (1) 特に自動車騒音常時監視については、法定受託事務のため環境省より報告内容等について照会がよせられる場合があります、受注者は委託期間後においても本市担当者の求めに真摯に対応すること。
- (2) 天候等の理由により実施日時を変更する場合は、事前に本市担当者と協議すること。
- (3) 踏査や調査・測定の結果、異常その他疑義がある場合は、直ちに本市担当者に連絡し、その指示に従い、受注者の費用で再調査を行うこと。
- (4) 調査にかかる用地確保の手続き及び電源使用の負担は、受注者にて行うこと。また、調査中は第三者にその趣旨がわかるよう明示すること。
- (5) 受注者は、発注者から引き渡された情報資源及び発注者に引き渡す前のデータの漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、業務目的以外の複写及び第三者への提供をしてはならない。
- (6) 業務進捗状況報告を業務実施中に、本市の指示により報告すること。
- (7) 本業務履行中に、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市担当者と協議すること。

別紙1

〈生駒市内騒音振動調査〉

本業務は、環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に従い、「道路に面する地域」及び「道路に面する地域以外の地域(以下「一般地域」という)」の騒音発生状況並びに道路交通振動を調査し、環境状況の把握及び道路沿道の施策資料とすることを目的とする。

1 業務の内容

1-1 調査項目

調査項目は以下のとおりとする。

調 査 項 目	
騒 音	・等価騒音レベル:L _{Aeq} ・時間率騒音レベル:L _{A5} , L _{A10} , L _{A50} , L _{A90} , L _{A95} ・最大騒音レベル:L _{Amax} ・音源識別(時間音源寄与率)
振 動	・振動レベル:L ₁₀
交通量等	・自動車交通量(大型・小型・二輪車) ・大型車混入率 ・平均走行速度

音源識別表

番 号	識別の音源
1	事業所、工場、建設作業音
2	自動車騒音
3	鉄道音
4	航空機音
5	近隣生活音
6	その他(サイレン、人声音)
7	不特定音

1-2 調査地点数及び調査回数

調査地点(代表調査点及び調査点)数及び調査回数は以下のとおりであり、調査地点の詳細を別表及び別図1、2に示す。なお、調査に先駆け現地確認を行い、調査に不都合な事態が生じた場合には担当職員と協議を行い、対応を検討する。

調査地点及び調査回数

種 別		区 分	地点数	調査回数	
				昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
騒 音	道路に面する地域	代表調査点	6	16	8
		調査点	7	4	2
	一般地域	調査点	14	4	2
振 動	道路交通振動	代表調査点	6	自動車騒音と同時調査	
交通量等	—	—	13		

1-3 実施時期

調査は原則同日、必要に応じて3日以内までに分けて行うこととし、調査日については本市担当者と協議の上設定する。ただし、強風・降雨・工事時等に調査したデータは不可とする。

1-4 業務主任技術者

受注者は、以下に示す条件を満たす「業務主任技術者」を配置するものとする。

環境計量士(騒音・振動関係)を有する者

1-5 調査時の注意事項

各地点における調査の際は、業務主任技術者を配置し、調査中の状況を把握するとともに、看板等を設置し作業内容を分かりやすく明示し、円滑な調査を遂行できるようにすること。

1-6 成果品

生駒市内騒音振動調査の成果品は次のとおりとする。

名 称	サイズ	部数	備 考	
1. 報告書	A4 紙 (製本) CD-ROM	2 部	考察を加えた報告書を提出すること。	
(1)調査概要				
(2)調査地点位置図				
(3)調査方法及び評価方法				
(4)道路に面する地域及び一般地域における騒音等調査結果、環境基準適合率、音源識別等調査結果				
(5)道路に面する地域における振動レベル調査結果、要請限度適合率				
(6)自動車交通量等調査結果		1 部		
2. 資料集				
(1)各調査点生データ				
(2)音源寄与率・支配的音源識別				
(3)交通量・振動等				
(4)詳細位置図・断面図				
(5)現地調査写真				
3. 使用機器の検定済証又は適合検査済証				
測定場所ごとの使用機器一覧表				

2 調査方法等

2-1 騒音

騒音の調査は「騒音に係る環境基準」(平成10年9月30日・環境庁告示第64号)及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月30日 環境省)に準拠して行うものとする。

(1) 調査時間帯等

調査時間帯は、基準時間帯を昼間(6時～22時)と夜間(22時～6時)として行うこと。

代表調査点6地点については、観測時間1時間について1回の実測時間を24回行う。その他については、昼間の時間帯(7～9時、11～13時、14時～16時、18～20時)で4回、夜間の時間帯(22時～2時、4～6時)で2回測定するものとする。

なお、1回の実測時間は10分間以上とする。

また、騒音の測定に合わせて音源識別を行い、上位3種を分類する。

(2) 調査器材

使用する騒音計は計量法第71条に合格した普通騒音計、精密騒音計を使用する。また、騒音計は音響校正器を用いて校正することとし、その手法も記述すること。

(3) 調査位置

測定場所周辺の建物等による影響を考慮して、騒音計マイクロホンの高さは、原則地上1.2mとする。この際、マイクロホンの方向は、道路に面する地域については対象道路に向け、一般地域では上方向にむけ、必要に応じて、防風スクリーンを付着し測定すること。

(4) 騒音の測定、読み取り、整理、表示等

各測定場所向けの騒音計の校正、測定条件(周波数重み特性A、時間重み特性S又はF、サンプリング間隔)と瞬時値のメモリー保存、あるいは使用した防風スクリーン、延長コード長さ等を記すこと。

実測時間の等価騒音レベルは小数点1桁、時間率騒音レベル、騒音レベルの最大値は小数点1桁を四捨五入として整数として整理すること。

なお、基準時間帯別の平均値は、等価騒音レベルについては、エネルギー平均(整数)、時間率騒音レベルは算術平均(整数)で整理するとともにこれらのデータの読み取り、処理方法を明記すること。

※測定値の整理については、数字の丸め方 JIS Z8401-1961 に準拠しても良い。

また、使用した機器を含めた測定システム図を図示すること。

(5) 除外すべき音の処理

測定場所により測定中に異常と思われる音は可能な限り除去すること。その際、異常音の種類、除去する処理法、除去した時間帯について記述すること。

(6) 自動車騒音の測定方法

道路に面する地域の代表調査点6地点についての騒音測定方法は「自動車騒音常時監視マニュアル」に定めるところによる。

2-2 振動

振動の調査は、代表調査地点で「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)」第12条に準拠して行うこと。

(1) 測定の時間帯

振動の測定は、代表調査点において騒音と同時に、昼間の時間帯(8時～19時)、夜間の時間帯(19時～8時)において行うこと。

(2) 調査器材

使用する振動レベル計は、計量法第 71 条に合格したものを使用すること。

(3) ピックアップの位置と設置方法

測定場所の地盤状況、地中排水管等の暖衝物を確認し、硬くて平坦な地盤上に設置すること。

なお、ピックアップの設置状態がわかるよう写真を撮ること。

(4) 振動レベルの測定、指示地の読み取り、整理、表示

振動レベルの振動感覚補正回路は鉛直振動特性(Z 方向)とする。振動測定のシステム図を記載すること。

瞬時値の読み取り、データの処理等の方法については、騒音と同様に記述すること。

2-3 自動車交通量等

(1) 交通量調査

道路に直面する地域において、騒音測定と同時に上下線別(測定値、反対側)に次表に示す車種分類により、3種類に分類し行うものとする。

車種分類

区分		ナンバープレート
大型車	普通貨物自動車	1、10～19まで及び100～199まで
	特殊用途自動車	8、80～89まで及び800～899まで
	乗合自動車	2、20～29まで及び200～299まで
小型車	大型車・二輪車を除く自動車	
二輪車	二輪自動車、原動機付自転車	

(2) 大型混入率

大型混入率は、全交通量に対する大型車の割合で、小数点2桁目を四捨五入して、小数点1位で整理すること。

(3) 走行速度

道路に面する地域において騒音測定時に、上下線別(測定側、反対側)に二輪車を除き、原則 10 台の車種速度を観察するとともに計測手法を記述すること。

なお、騒音測定時に対象車が 10 台に満たない場合は、騒音測定開始から 1 時間の内に通過する台数の速度を観測する。この場合、騒音測定時間内の台数とそれ以外を明記すること。

観測した 1 台あたりの速度は整数で km/h で示し、平均走行速度を算出すること。

2-4 音源識別

騒音の測定時において、音源識別表により 7 種の音源識別を行うこと。

整理は、上位 3 位で行うこと。

原則 10 分間測定値(瞬時値)から、時間音源寄与率を求めるとともにその求め方について記載すること。

別 表

表－1(1) 調査地点の選定結果一覧表(道路に面する地域)

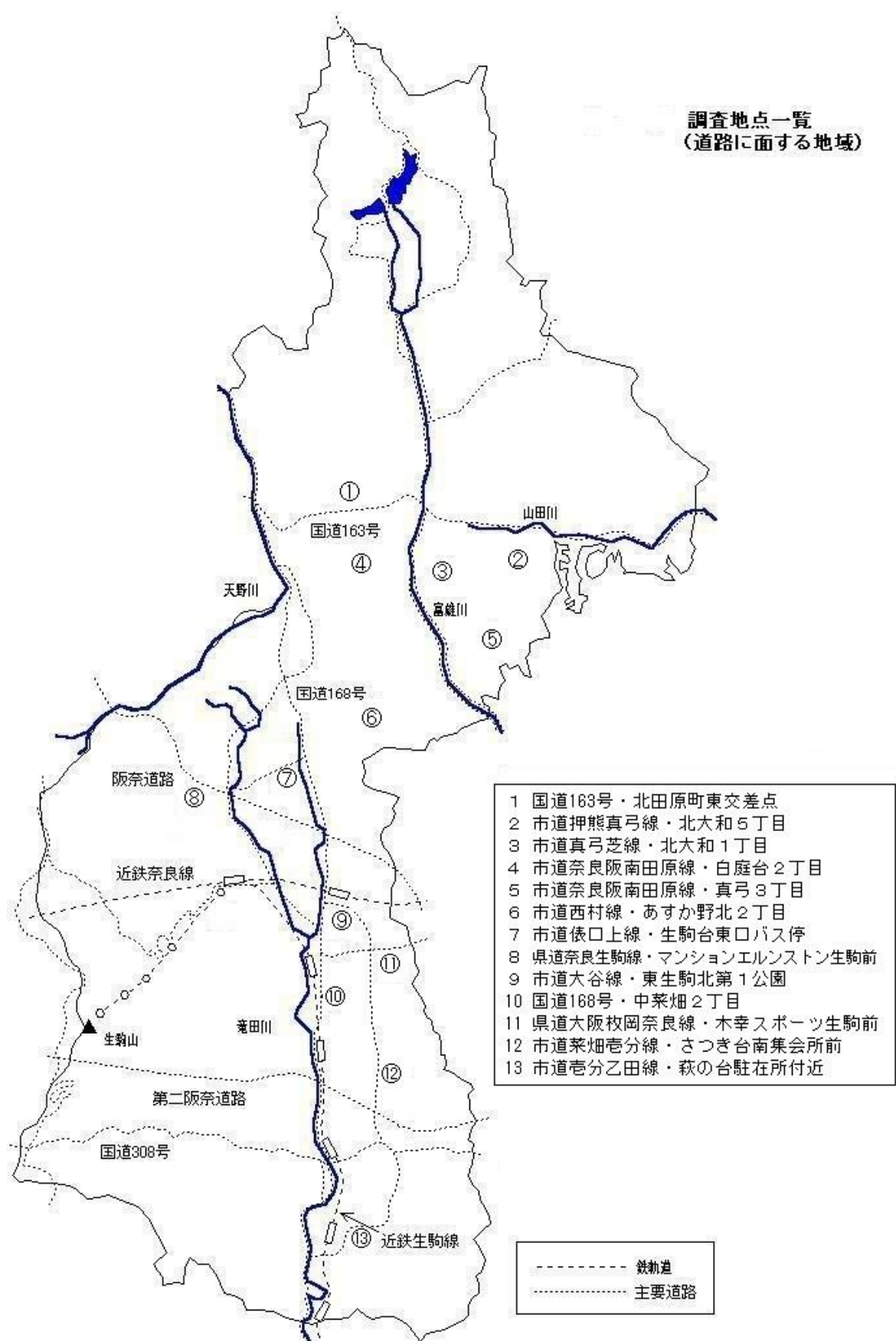
地点番号	調査路線	調査地点	用途地域
道-1 ※	国道163号	北田原町(北田原町東交差点)	準工業地域
道-2	市道押熊真弓線	北大和5丁目	第1種低層住居専用地域
道-3	市道真弓芝線	北大和1丁目	第1種低層住居専用地域
道-4	市道奈良阪南田原線	白庭台2丁目	第1種低層住居専用地域
道-5	市道奈良阪南田原線	真弓3丁目	第1種低層住居専用地域
道-6	市道西村線	あすか野北2丁目	第1種低層住居専用地域
道-7	市道俵口上線	生駒台南(生駒台東口バス停)	第1種低層住居専用地域
道-8 ※	県道奈良生駒線	俵口町(マンション エルンストン生駒前)	第1種住居地域
道-9 ※	市道大谷線	東生駒1丁目(東生駒北第1公園)	第1種中高層住居専用地域
道-10 ※	国道168号(老分ハイパス)	中菜畑2丁目	第1種住居地域
道-11 ※	県道大阪枚岡奈良線	東生駒2丁目(木幸スポーツ生駒前)	第1種住居地域
道-12 ※	市道菜畑壱分線	さつき台2丁目(さつき台南集会所前)	第1種低層住居専用地域
道-13	市道老分乙田線	萩の台3丁目(萩の台駐在所付近)	第1種低層住居専用地域

※は代表調査点(24時間測定調査地点及び振動測定調査地点・交通量等調査地点)

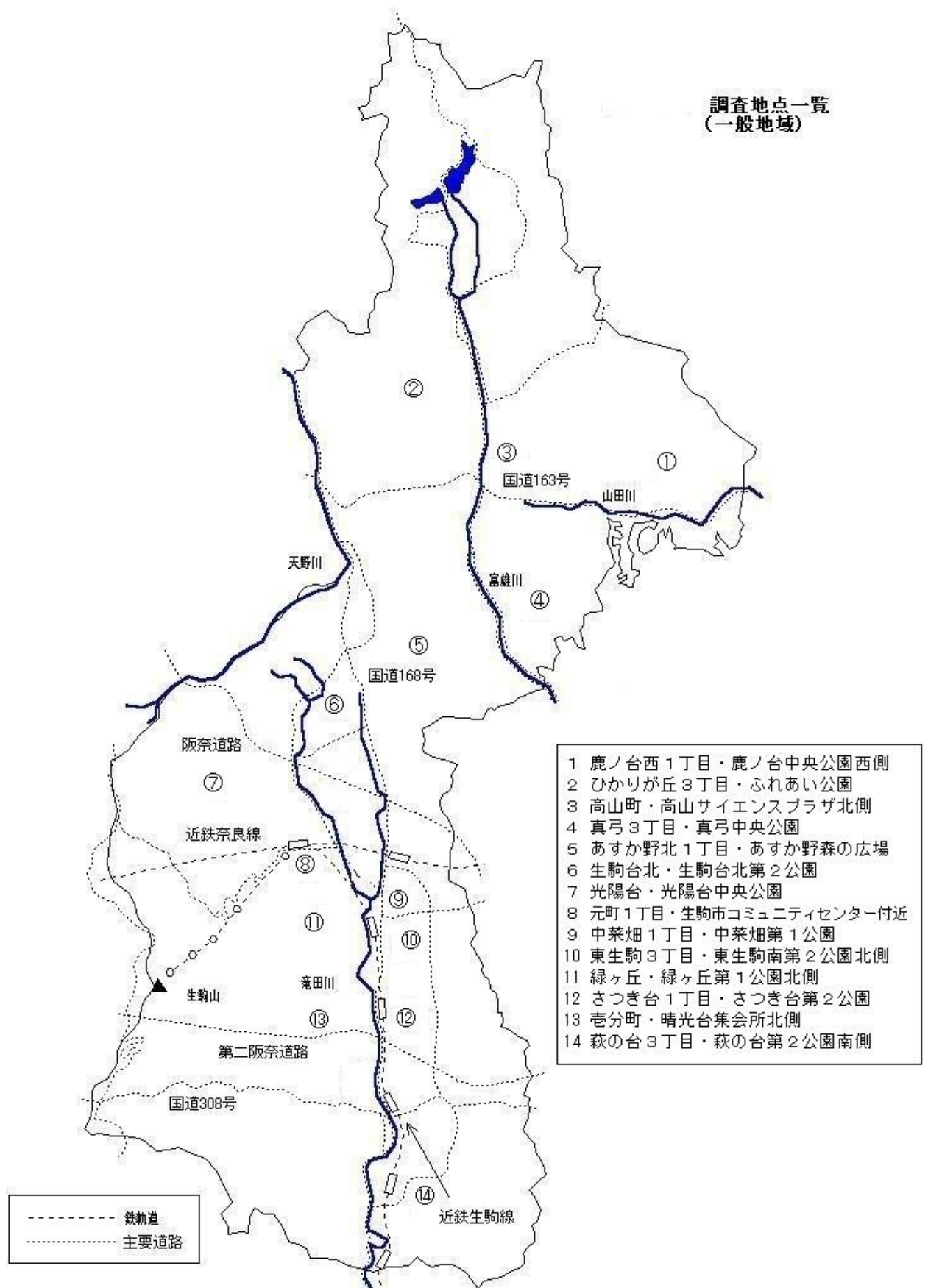
表－1(2) 調査地点の選定結果一覧表(一般地域)

地点番号	調査地域	調査地点	用途地域
環-1	鹿ノ台西1丁目	鹿ノ台中央公園西側	第1種低層住居専用地域
環-2	ひかりが丘3丁目	ふれあい公園	第1種住居地域
環-3	高山町	高山サイエンスプラザ北側	準工業地域
環-4	真弓3丁目	真弓中央公園	第1種低層住居専用地域
環-5	あすか野北1丁目	あすか野森の広場	第1種低層住居専用地域
環-6	生駒台北	生駒台北第2公園	第1種低層住居専用地域
環-7	光陽台	光陽台中央公園	第1種低層住居専用地域
環-8	元町1丁目	生駒市コミュニティセンター付近	商業地域
環-9	中菜畑1丁目	中菜畑第1公園	第1種住居地域
環-10	東生駒3丁目	東生駒南第2公園北側	第1種低層住居専用地域
環-11	緑ヶ丘	緑ヶ丘第一公園北側	第1種低層住居専用地域
環-12	さつき台1丁目	さつき台第2公園	第1種低層住居専用地域
環-13	壱分町	晴光台集会所北側	第1種住居地域
環-14	萩の台3丁目	萩の台第2公園南側	第1種低層住居専用地域

別図1



別図2



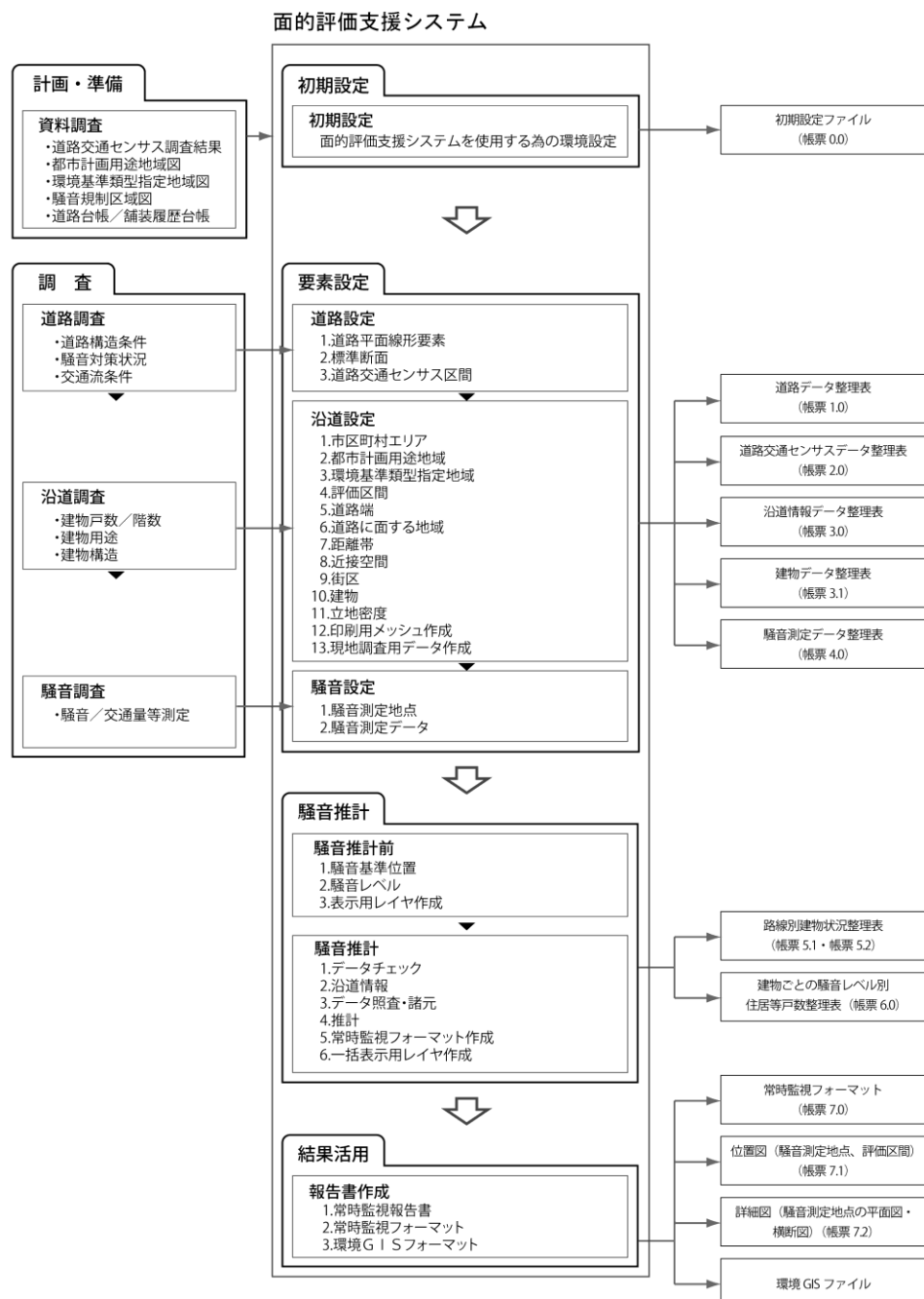
別紙2

〈自動車騒音常時監視〉

生駒市内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき常時監視業務を行う。貸与するノートパソコンの環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを使用し、「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成 27 年 10 月 30 日 環境省水・大気環境局自動車環境対策課 以下、「常監マニュアル」という。)及び「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準の通知について」(平成 23 年 9 月 14 日付 環水大自発第 110914001 号)に沿った評価対象路線の環境基準達成状況の把握及び面的評価を行い、本市における自動車騒音状況の把握と、環境省への報告を行うものである。

1 業務の内容

本業務における作業内容は以下の通りである。



1 初期設定

(1) 初期設定

面的評価支援システムを使用する為の初期設定をする。

初期設定項目を以下に示す。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 都道府県・市区町村コード | ⑪ 距離帯 |
| ② GIS地図 | ⑫ 建物階数高さ |
| ③ 縮尺率 | ⑬ 建物用途 |
| ④ 画面表示 | ⑭ 環境基準類型指定地域の残留騒音設定 |
| ⑤ 基準年度 | ⑮ 背後地騒音推計式 |
| ⑥ 評価基準 | ⑯ 騒音レベル等高線図 |
| ⑦ 評価対象道路 | ⑰ 評価区間状況 |
| ⑧ 都市計画用途地域 | ⑱ 街区状況 |
| ⑨ 環境基準類型指定地域 | ⑲ 建物状況 |
| ⑩ 道路に面する地域 | ⑳ 環境GIS設定 |

2 評価対象区間

路 線 名	調査区間	区間延長 (KM)	センサス番号
枚方大和郡山線	起点:国道 163 号(高山大橋交差点) 終点:府県境	6.9	40130
生駒井手線	起点:枚方大和郡山線(川崎橋) 終点:府県境	1.2	41620
大阪枚岡奈良線	起点:国道 168 号線(菜畑交差点) 終点:生駒市奈良市市境	1.1	61910

※令和3年度道路交通センサスデータを用いること。

3 調査

(1) 道路調査

本年度の評価対象3路線5区間の評価区間を設定するために道路調査を行い道路構造条件・騒音対策状況・交通量条件等を整理する。

調査に当たっては、確認のためビデオ撮影を行いながら、評価対象道路を踏査し、住宅地図等に車線数、規制速度、対策状況、舗装面、歩道等の幅員の変動等を記載して、状況が変更する度に道路横断面を記載する。

(2) 沿道調査

本年度の評価対象区間の建物情報について住宅地図より取得するが、不足情報は現地にて補足調査を行う。

(3) 騒音・交通量等測定

下表に示す地点で騒音・交通量・平均走行速度を測定する。地点選定については、道路調査で精査のうえ本市担当者と協議を行う。

地点	路線名	センサス番号	騒音測定地点		交通量・ 平均走行速度
			道路近傍	背後地	
A	枚方大和郡山線	40130	1	1	1
B	枚方大和郡山線	40130	1	1	1
C	生駒井手線	41620	1	1	1
D	大阪枚岡奈良線	61910	2	2	2
E	大阪枚岡奈良線	61910	1	1	1

① 道路近傍

当該道路の近傍に騒音計を設置して、24 観測時間(LAeq, 10min)について測定する。測定する項目は次表のとおり。

② 背後地

当該道路の背後地に騒音計を設置して、交通量調査と同期して昼間2回、夜間2回で実測時間 10 分間(LAeq, 10min)について測定する。測定する項目は次表のとおり。

③ 交通量測定

道路交通騒音測定と同一地点(道路近傍)において騒音調査と同期して、1時間に1回(実測時間 10 分以上)の測定を 24 回行う。車種は大型車、小型車、二輪車の 3 種類に分類(別紙1の 2-3(1)交通量調査の車両分類を参照)し、測定する項目は次表のとおり。

④ 平均走行速度測定

道路交通騒音測定と同一地点(道路近傍)において、1時間に1回(実測時間 10 分以上)の測定を 24 回、上下車線別に 10 台のサンプル測定し、一定区間の通過時間から平均値を算出する。

測定項目	
道路近傍騒音	・等価騒音レベル:LAeq ・時間率騒音レベル:LA5, LA10, LA50, LA90, LA95 ・最大騒音レベル:Lamax
背後地騒音	・等価騒音レベル:LAeq ・時間率騒音レベル:LA5, LA10, LA50, LA90, LA95 ・最大騒音レベル:Lamax
交通量	・昼間交通量 (上下車線別・車種別(大型車、小型車、二輪車)、10 分) ・夜間交通量 (上下車線別・車種別(大型車、小型車、二輪車)、10 分)

平均走行速度	・昼間平均走行速度（上下車線別 10 台） ・夜間平均走行速度（上下車線別 10 台）
--------	--

4 要素設定

(1) 過年度データの活用

「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準の通知について」(平成 23 年 9 月 14 日付け環管自発第 110914001 号環境省水・大気環境局長通知)及び最新の自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)で示されているように、過年度に評価を実施した評価区間において、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められた区間については併せて報告する。また、妥当と認められなかった区間については、評価区間の「評価の実施年度」を当該年度に変更して併せて報告するために、過年度に報告した区間のデータを年次移行して活用する。

当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当か否かについては本市担当者と協議のうえ決定する。過年度データを活用する手順は「面的評価支援システム操作マニュアル(別冊)過年度データの活用方法編」を参照すること。なお、過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行う必要があり、評価結果が異なるため、「評価の実施年度」を変更し該当年度として報告する。

(2) 道路設定

① 道路平面線形要素の設定

評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。

オブジェクトに対し 8 種類までの道路の属性情報(道路種別、道路名称(路線名)、変更履歴等)を入力する。

② 標準断面の設定

道路横断面を作成し、情報を入力する。

作成した横断面に道路種別・道路種級・道路構造等の道路情報を入力する。

③ 道路交通センサス区間の設定

道路平面線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、道路交通センサス線形オブジェクトを作成し、道路交通センサス情報を入力する。

(3) 沿道設定

① 市区町村エリアの設定

市区町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力する。

② 都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトを作成する。

③ 環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。

④ 評価区間の設定

道路調査で記載した道路横断面より、監視の対象となる道路について、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定と見なせる区間に分割して評価区間を設定する。

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報(評価区間番号・道路種別・道路名称(路線名)・センサス番号・上下コード(上り・下り・その他))を入力する。

評価区間は概ね道路交通センサス区間とするが、道路構造等条件が大きく変化する場合は、適宜道路交通センサス区間を分割する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

⑤道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑥道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト(評価用・表示用)を作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑦距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑧近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑨街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行う必要があるため交差点街区を再作成する。

⑩建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報(番号・建物用途・構造)を入力する。

建物属性(建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等)を把握し、建物群減衰量補正(見通し角)を計算、窓面位置の設定をする。

⑪立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

⑫印刷用メッシュ作成

地図印刷用のメッシュ(スケール 1/1500,5000,12500,25000,50000,500000)を作成する。

(4) 騒音設定

沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間及び過年度に評価実施した評価区間の騒音測定地点・データを設定する。

① 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報(年度・騒音測定箇所番号・定点／準定点／例外的実測)を入力する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

② 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

5. 騒音推計

(1) 騒音推計前

① 騒音基準位置の設定

評価区間毎の上下別に騒音レベルの基準点位置(道路敷地境界)及び、騒音測定データの選択、基準点高さを設定する。

② 騒音レベルの推定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルを車線数、交通量、大型車混入率、指定最高速度等の情報及び道路横断面情報より、“ASJ RTN-Model 2008”日本音響学会道路交通騒音予測モデル(以下、「ASJ モデル」という。)にて推計する。

③ 騒音レベルの確定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルの確定値を設定する。実測値がある場合、原則、その値を確定値として設定するが、道路敷地境界以外の地点で測定している場合には、道路敷地境界までの距離減衰量を計算して補正するものとする。

実測値がない場合は、原則、他の区間の実測値を適切に選定・補正し、確定値として設定する。

④ 残留騒音レベルの設定

残留騒音レベルは、沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間および他の評価区間における沿道騒音レベルを準用可能な区間の道路について、背後地騒音結果における L_{A95} を残留騒音レベルとする。なお、騒音発生強度の把握の方法で 4(自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間)と設定した区間については設定しないものとする。

⑤ 表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ(道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区間区分)を作成する。

(2) 騒音推計

① データチェック

オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理する。

② 沿道情報

入力した沿道情報(評価区間・街区・都市計画用途地域等)を画面上で確認する。

③ データ照査・諸元

入力したデータ(密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布)を画面上で確認する。

④ 推計

ASJ モデルにより背後地建物を騒音推計する。

・建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、ASJ モデルに基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものと見なし、建物密度が密の場合には 0,15,25,35,45mとし、疎の場合には 5,15,25,35,45mとする。

なお、独立(戸建て)住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が 3 カ所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

・建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間毎に、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間または非近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間または非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

・環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計」の結果：「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除く。

⑤常時監視フォーマット作成

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)に基づき、報告書を作成する。

⑥一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ(騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等)を作成する。

6 報告書作成

(1)作成

①業務報告書

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)に基づき、業務報告書を作成する。

②常時監視フォーマット

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)に基づき、報告ファイルを作成する。

常時監視フォーマットの報告に当たって、騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等を参考にして、沿道建物の騒音暴露状況が妥当であるか検証後に報告する。

③環境GISフォーマット

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)に基づき、環境GISフォーマットを作成する。

GISデータの報告に当たって、評価区間 Polygon(REGION)の出力形式が”出力コード:なし”のデータについては、「面的評価支援システム操作マニュアル(本編)」を参照し、GISデータの読込・確認による検証後に報告する。

なお、結果報告様式が変更された場合は、最新の様式により報告書等を作成する。

7. 面的評価支援システムの環境設定

面的評価支援システム・GISエンジン(ActiveMap for.NET)・地図データ及び本業務にて調査したデータを登録し、環境省が配布する面的評価支援システムが稼働できるように設定する。面的評価支援システムが変更された場合は、最新のバージョンより設定すること。

なお、面的評価支援システムの操作方法等について、成果品納品後に市担当職員に説明するものとする。

8. その他

必要な資料を収集し、帳票に整理すること。

9. 成果品

自動車騒音常時監視の成果品は次のとおりとする。

名 称	サイズ	部数	備 考
1. 報告書	A4 紙	2 部	市内騒音振動調査編報告書の様式に準じる
(1)調査概要	//	//	
(2)自動車騒音常時監視結果まとめ	//	//	
(3)騒音レベル等高線図・騒音暴露状況図	//	//	
(4)自動車騒音常時監視結果報告 (環境省報告様式)	A4 紙 及び CD-ROM	//	最新の自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)の様式に準じる
(5)騒音測定地点の位置図・詳細図(平面図・横断図)	//	//	
(6)GIS データファイル	CD-ROM	1 部	
2. システム		一式	
(1)オブジェクト・データベース	CD-ROM		